

北西大西洋漁業機関 (NAFO)
Northwest Atlantic Fisheries Organization

1979年1月1日発効

1980年1月4日日本加盟

事務局：ダートマス (カナダ)

1 目的

北西大西洋海域における漁業資源の保存及び最適利用の促進

2 設立条約

北西大西洋の漁業についての今後の多数国間の協力に関する条約

(Convention on Future Multilateral Cooperation in the Northwest Atlantic Fisheries)

3 加盟国 (11か国+EU)

日本、カナダ、キューバ、デンマーク(フェロ諸島及びグリーンランド)、EU、仏(サンピエール・ミクロン島)、アイスランド、韓国、ノルウェー、ロシア、ウクライナ、米国

4 対象水域 北緯35度以北の北西大西洋 (別紙参照)

5 対象魚種

カラスガレイ、アカウオ等の条約水域における全ての漁業資源 (ただし、カツオ・マグロ等の高度回遊性魚種や大陸棚の定着性種族等を除く)

6 主な規制・保存管理措置

総漁獲可能量(TAC)及び国別漁獲割当量の設定

カラスガレイやアカウオ等のTAC及び国別漁獲割当量の設定。我が国の2016年のカラスガレイとアカウオの割当量は、それぞれ1,124トン、550トン。

【別紙】 条約水域



【出典】 NAFO ウェブページ: <http://www.nafo.int/about/frames/about.html>